

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年2月22日
【会社名】	株式会社エイトレッド
【英訳名】	ATLED CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 稲瀬 敬一
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
【電話番号】	03-3486-2812（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役CFO管理本部長 佐藤 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
【電話番号】	03-3486-2812（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役CFO管理本部長 佐藤 淳
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 666,000,000円 オーバーアロットメントによる売出し 106,000,000円 （注）1 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、平成31年2月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成31年2月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	600,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成31年2月22日(金)開催の取締役会決議によります。
- 2 本募集(以下、「一般募集」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、90,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成31年3月4日(月)から平成31年3月7日(木)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	600,000株	666,000,000	333,000,000
計(総発行株式)	600,000株	666,000,000	333,000,000

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成31年2月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。)	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 平成31年3月8日(金) 至 平成31年3月11日(月) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	平成31年3月14日(木)

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成31年3月4日(月)から平成31年3月7日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定します。なお、資本組入額は前記「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.atled.jp/ir/>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成31年3月1日(金)から平成31年3月7日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成31年3月4日(月)から平成31年3月7日(木)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成31年3月4日(月)の場合、申込期間は「自 平成31年3月5日(火) 至 平成31年3月6日(水)」

発行価格等決定日が平成31年3月5日(火)の場合、申込期間は「自 平成31年3月6日(水) 至 平成31年3月7日(木)」

発行価格等決定日が平成31年3月6日(水)の場合、申込期間は「自 平成31年3月7日(木) 至 平成31年3月8日(金)」

発行価格等決定日が平成31年3月7日(木)の場合、上記申込期間のとおり、となりますのでご注意ください。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株式の受渡期日は、平成31年3月15日(金)であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷支店	東京都渋谷区渋谷一丁目24番16号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	600,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むこととします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計	-	600,000株	-

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
666,000,000	9,000,000	657,000,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成31年2月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額657,000,000円については、設備投資資金、広告宣伝費、人材採用費及び人件費に充当する予定であります。具体的には以下を予定しております。

サービスの機能強化や新規機能開発に伴う当社パッケージソフト「X-point」及び「Agile Works」並びにクラウドサービス「ATLED Work Platform」のソフトウェア開発のための設備投資資金として453,000千円を充当(平成32年3月期:200,000千円、平成33年3月期:200,000千円、平成34年3月期:53,000千円)

当社の製品及びサービスの知名度向上のための広告宣伝費(WEB広告及びセミナー費用等)として64,000千円を充当(平成32年3月期:42,000千円、平成33年3月期:22,000千円)

クラウドビジネス拡大のための人材確保にかかる人材採用費及び販売拡大等の人員補強を目的とした人件費として140,000千円を充当(平成32年3月期:72,000千円、平成33年3月期:68,000千円)

上記手取金は、実際の充当時期までは、当社預金口座にて適切に管理致します。

ただし、発行価格等の決定に伴う手取概算額の変動により、手取概算額が804,000千円を超過した場合は、将来のソフトウェア開発のための設備投資資金に充当する方針であります。当該内容等について具体化している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、当社預金口座にて適切に管理致します。

なお、本有価証券届出書提出日(平成31年2月22日)現在の当社の設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	90,000株	106,000,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、90,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.atled.jp/ir/>）（新聞等）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成31年2月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 平成31年 3月8日(金) 至 平成31年 3月11日(月) (注)1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	大和証券株式会社 及びその委託販売 先金融商品取引業 者の本店及び国内 各支店	-	-

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、平成31年3月15日（金）であります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所における市場変更について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日（平成31年2月22日）現在、株式会社東京証券取引所マザーズに上場されておりますが、平成31年3月15日（金）に株式会社東京証券取引所における市場変更を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、90,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、平成31年3月15日（金）から平成31年3月26日（火）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成31年3月26日（火）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受け、当該株主から大和証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成31年3月4日（月）の場合、「平成31年3月7日（木）から平成31年3月26日（火）までの間」

発行価格等決定日が平成31年3月5日（火）の場合、「平成31年3月8日（金）から平成31年3月26日（火）までの間」

発行価格等決定日が平成31年3月6日（水）の場合、「平成31年3月9日（土）から平成31年3月26日（火）までの間」

発行価格等決定日が平成31年3月7日（木）の場合、「平成31年3月12日（火）から平成31年3月26日（火）までの間」

となります。

3 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社ソフトクリエイティブホールディングスは、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社ロゴ  **ATLED** を記載します。

・表紙裏に以下の内容を記載します。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下、「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下、「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(2)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(2)に係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成31年2月23日(土)から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成31年3月4日(月)から平成31年3月7日(木)までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

・先物取引

・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り

・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.atled.jp/ir/>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・表紙の次に、以下に掲げる「1 事業の内容」から「3 業績等の推移」までの内容をカラー印刷したものを記載します。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の内容

当社は、Java技術を活用し日本型業務プロセスに適応したワークフロー製品を独自開発し、パッケージソフトとして「X-point」及び「AgileWorks」を販売し、クラウドサービスとして「X-point Cloud」及び「ATLED Work Platform」を提供しております。

なお、当社の事業は「ワークフロー事業」の単一セグメントであるため、以下については製品・サービス区分別に記載しております。

(1) 製品・サービス

①パッケージソフト

次の2つのパッケージソフトを販売しております。

【X-point】

「X-point」は、当社が独自開発したワークフロー製品であり、Java技術を活用し、利用者がWEBブラウザ上で「まるで紙に書くような」直感的な入力フォームを提供する製品であります。

当該製品は、ワークフローの基本機能（稟議・申請から承認・決裁に至るまで）の提供に加えて、導入企業の社内制度・規則等に応じた承認フローの柔軟な設定が可能であること、検索・データ集計機能等の提供、オプションを利用し主要なグループウェア製品やERP製品とのシステム連携が可能であること、スマートフォンやタブレット端末等のスマートデバイスにも対応し、利用者が社外等においてセキュアな環境のもとワークフロー処理が可能であること等の特徴があります。また、ワークフローにかかる入力フォーム（申請書様式）は、ユーザー企業においてプログラミングすることなく自由に構築可能であるほか、当社において予め作成した多種多様な業種及び業務に応じた稟議書や勤務表等の申請書テンプレートを提供しており、これらを活用することにより円滑な導入及び運用を可能としております。



【AgileWorks】

「AgileWorks」は、「X-point」の機能を踏襲しつつ、より大規模な組織における運用を前提として開発した製品であります。

当該製品は、組織改編や人事異動等への対応強化（変更日を設定した先付メンテナンスが可能）、多言語対応（英語及び中国語）、アドオン型のシステム連携（他システムと連携するために必要な機能をパッケージ外部で追加開発すること）となっております。

組織改編に強い



システム連携に強い



多言語対応



②クラウドサービス

次の2つのクラウドサービスを提供しております。

【X-point Cloud】

「X-point Cloud」は、パッケージソフト「X-point」をクラウドサービスとして提供しております。導入企業においては、自社サーバー等の設備が不要であること、初期導入が迅速であること、バージョンアップや機器管理の手間が不要であること等のメリットがあります。

【ATLED Work Platform】

「ATLED Work Platform」は、ワークフローシステムが標準搭載されたマルチテナント型クラウドアプリケーションプラットフォームです。当サービスを用いてサービス提供する企業は独自のアドオン開発やアプリケーション構築を行うことができ、自社のシステムや専門領域のノウハウと融合させることで、自社ブランドのオリジナルソリューションとして顧客にサービス提供することができます。

【当社製品・サービスの概要】

				
販売／提供	パッケージソフト	パッケージソフト	クラウドサービス	クラウドサービス
主要なターゲット企業 (ユーザー数)	小規模・中規模企業 (300名から1,000名まで)	中規模・大規模企業 (500名から10,000名まで)	小規模企業 (300名未満)	ソフトウェアベンダー、 システム開発会社等
対応言語	日本語	日本語・英語・中国語	日本語	日本語
組織情報（組織変更・ 人事異動等）の履歴 管理	組織管理は現行組織のみ	組織情報の履歴管理可能 (組織変更等における先付 メンテナンスやフロー 変更処理に対応)	組織管理は現行組織のみ	組織管理は現行組織のみ
システム連携	連携オプションを利用 ・グループウェア連携 ・外部システムとのシン グルサインオン連携等	拡張型（他システムとの 連携のためのアドオン開 発が可能）	連携オプションを利用 ・グループウェア連携 ・外部システム連携	OEMとして提供
管理権限	システム管理者のみ承認 フローの設定が可能	システム管理者に加えて、 部門単位での承認フロー の設定が可能	システム管理者のみ承認 フローの設定が可能	各テナント単位での承認 フローの設定が可能
販売方法	パートナー企業経由販売	パートナー企業経由販売	直接販売及びパートナー 企業経由販売	直接販売及びパートナー 企業経由販売

(2) 売上について

当事業は、前述のとおり、パッケージソフトの販売及びクラウドサービスの提供を行っておりますが、その売上については、①当社製品・サービスの導入時等に受領する対価（フロー売上）と、②導入企業における継続利用に伴い受領する対価（ストック売上）に区分されます。

当事業においては、導入企業を開拓することにより、フロー売上を拡大させるとともに、継続利用企業を蓄積することによるストック売上の拡大による安定収益化を図っております。

「フロー売上」及び「ストック売上」の内容は次のとおりであります。

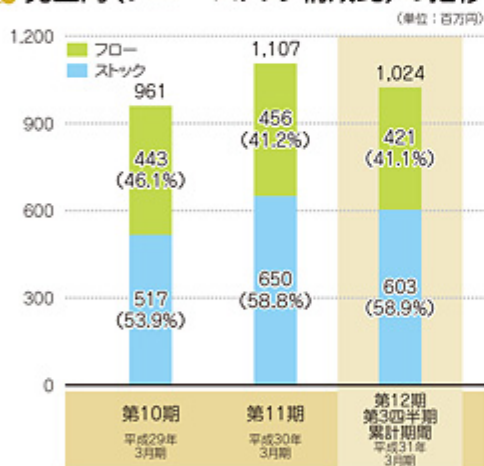
①フロー売上

パッケージソフトの販売における利用ライセンス販売（初期ライセンス及び追加ライセンス）、クラウドサービスの提供における初期費用及び各種オプションサービス、教育サービス等の役務提供による売上であります。

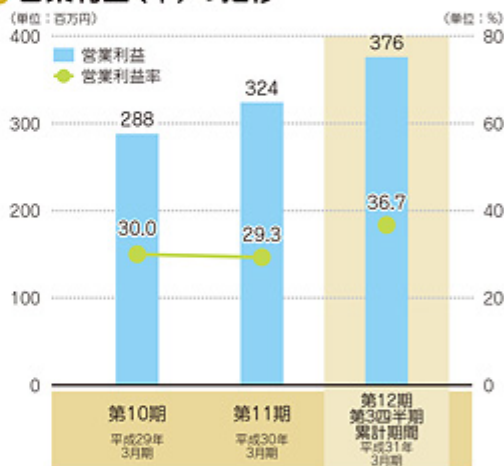
②ストック売上

パッケージソフトの販売の継続利用に伴うソフトウェア保守（バージョンアップによる機能追加等含む）料、クラウドサービスの提供における月額利用料等による売上であります。

売上高（フロー・ストック構成比）の推移



営業利益（率）の推移



パートナー企業（販売代理店）の活用

当社は、パートナー企業（販売代理店）を活用した営業体制を構築しております。パートナー企業は、当社兄弟会社である株式会社ソフトクリエイトを含むSler等で構成され、2次代理店を含めて全国に販売網を構築しております。

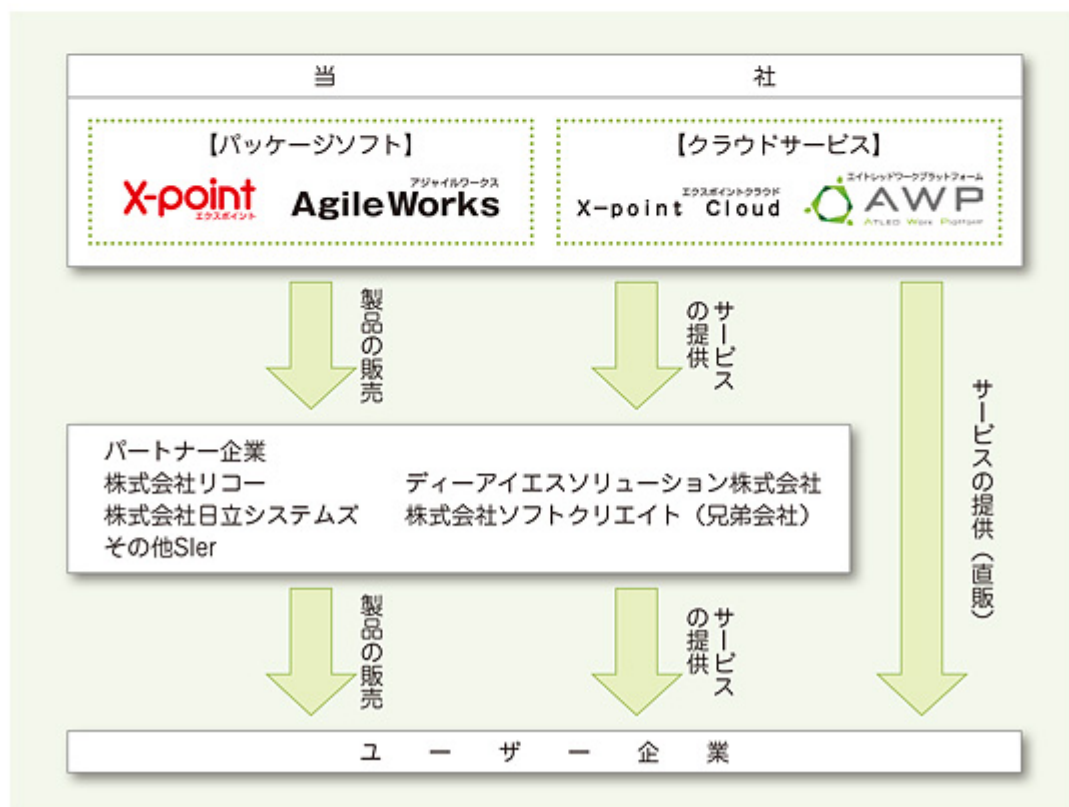
なお、当社は、当社製品・サービスの取扱体制・取扱品目等によりパートナー企業を区分しており、その概要は以下のとおりであります。

パートナー企業の区分	概要
コンサルティングパートナー(※)	当社製品の販売及び技術サポート体制を有し、ソリューション販売が可能なパートナー
リセラーパートナー	当社製品の販売及びシステム構築が可能なパートナー
ディストリビューターパートナー	当社製品を販売する知識を持ち販売店へディストリビューションできるパートナー
クラウドサービスパートナー	当社のクラウド製品を販売する知識を持つパートナー
アライアンスパートナー	X-pointのシステム構築及びシステムサポートに必要なスキルを保有した認定SEが在籍するパートナー

(※) 兄弟会社である株式会社ソフトクリエイトが含まれておりますが、他のコンサルティングパートナーと同等の取引条件であります。

事業系統図

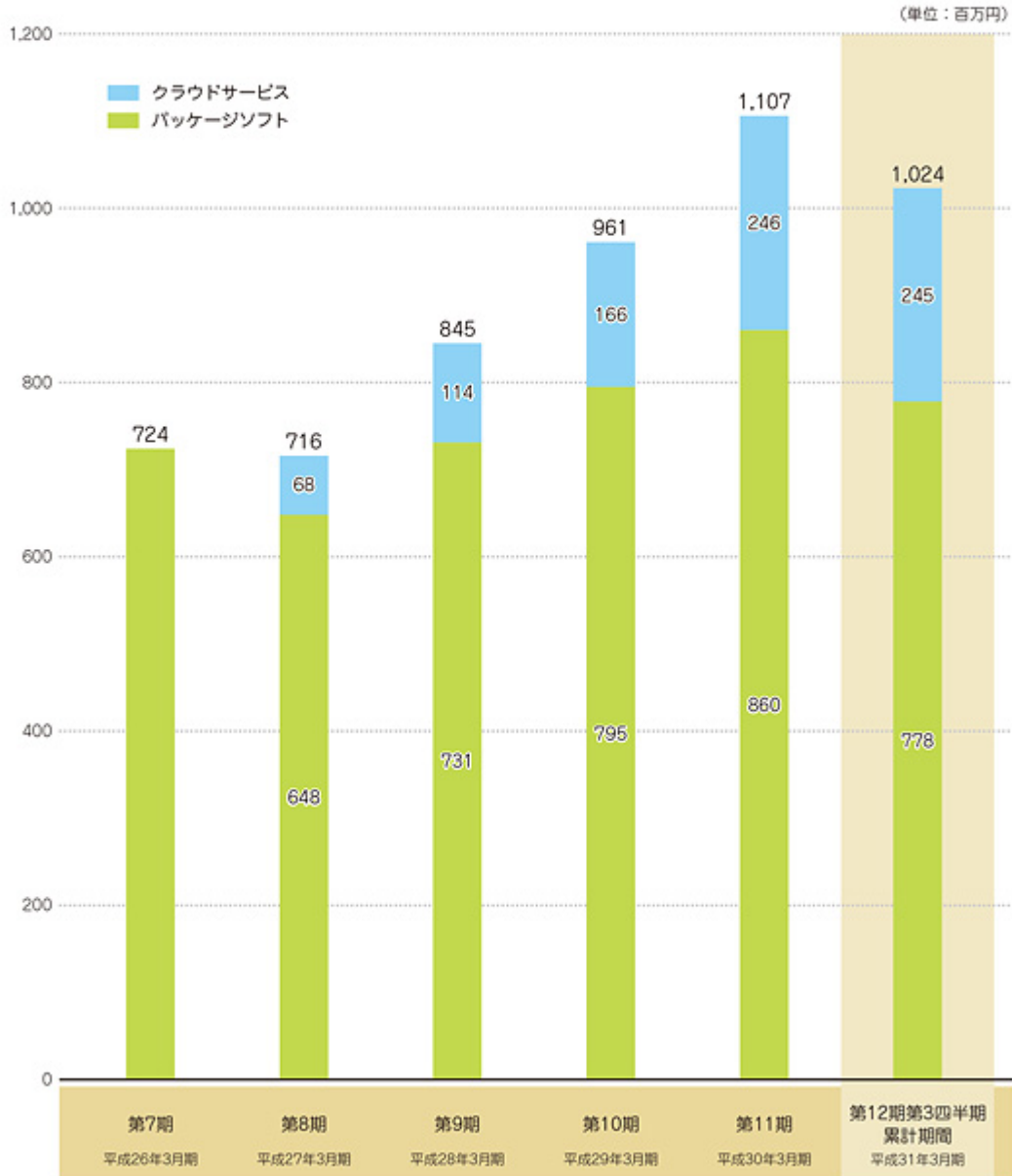
以上の内容を事業系統図に示すと、次のとおりであります。



2 事業の概況

当社は、「ソフトウェアのパワーで、新しいライフスタイル・仕事のスタイルを作り、未来を創造すること」を経営ビジョンとして掲げ、ワークフロー製品の開発及び販売を主たる事業として行っております。

売上高構成



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

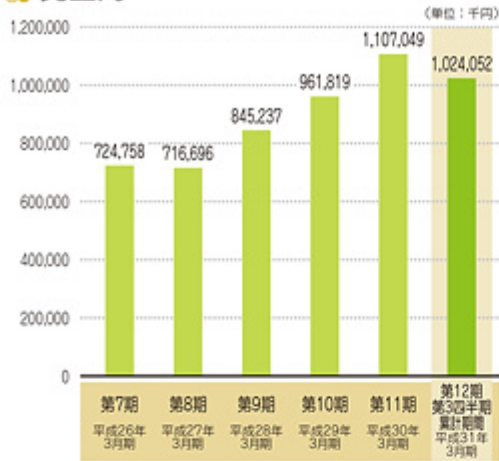
3 業績等の推移

提出会社の経営指標等

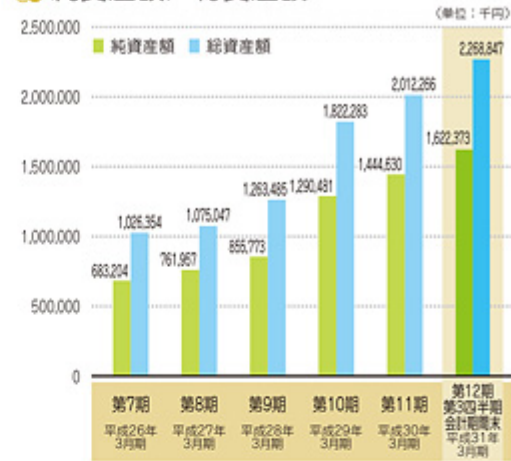
回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期 第3四半期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
売上高	(千円) 724,758	716,696	845,237	961,819	1,107,049	1,024,052
経常利益	(千円) 204,654	224,623	271,905	278,721	324,395	372,512
当期(四半期)純利益	(千円) 129,272	141,644	174,816	190,507	222,995	244,451
持分法を適用した場合の投資利益	(千円) -	-	-	-	-	-
資本金	(千円) 100,000	100,000	100,000	265,600	279,544	282,610
発行済株式総数	(株) 10,000	10,000	10,000	2,200,000	6,799,200	6,843,000
純資産額	(千円) 683,204	761,957	855,773	1,290,481	1,444,630	1,622,373
総資産額	(千円) 1,026,354	1,075,047	1,263,485	1,822,283	2,012,266	2,268,847
1株当たり純資産額	(円) 68,320.49	126.99	142.63	195.53	212.47	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円) 6,600.00 (-)	8,100.00 (-)	8,700.00 (-)	28.47 (-)	20.67 (15.50)	5.50 (5.50)
1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円) 12,927.27	23.61	29.14	30.90	33.45	35.85
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額	(円) -	-	-	29.67	32.51	35.53
自己資本比率	(%) 66.6	70.9	67.7	70.8	71.8	71.5
自己資本利益率	(%) 19.9	19.6	21.6	17.8	16.3	-
株価収益率	(倍) -	-	-	41.26	34.29	-
配当性向	(%) 51.1	57.2	49.8	30.7	30.9	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) -	222,459	287,668	505,849	383,124	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) -	△80,481	△242,273	△162,883	△143,210	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) -	△66,000	△81,000	234,037	△68,546	-
現金及び現金同等物の期末残高	(千円) -	673,504	637,899	1,214,903	1,386,270	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人) 29 (4)	30 (17)	41 (21)	44 (17)	48 (15)	- (-)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第7期及び第8期は潜在株式が存在しないため、また第9期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。なお、第10期については、平成28年12月22日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から第10期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
5. 第7期から第9期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 第7期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 第8期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人(平成30年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。)により監査を受けております。
- なお、第7期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
- また、第12期第3四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
8. 第12期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益、1株当たり配当額、1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、第12期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第12期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
9. 平成28年10月1日付で普通株式1株につき200株、平成29年12月17日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期(四半期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
- なお、第11期の1株当たり中間配当額15.50円については株式分割前、期末の配当額5.17円については、株式分割後の金額であります。従って、株式分割前から1株所有している場合の1株あたり年間配当額は31.01円相当であり、株式分割換算後の年間配当額は10.34円相当であります。

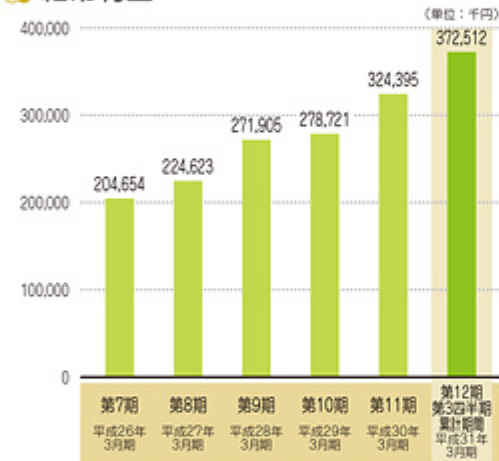
売上高



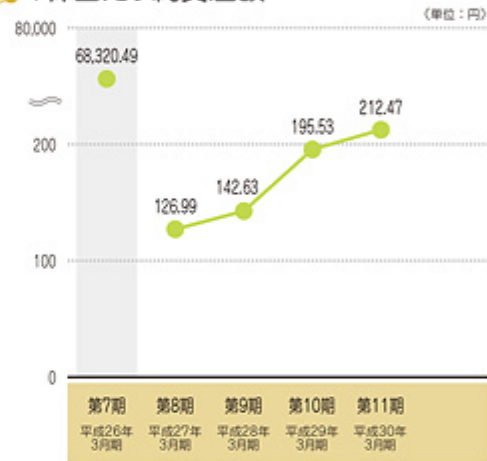
純資産額／総資産額



経常利益

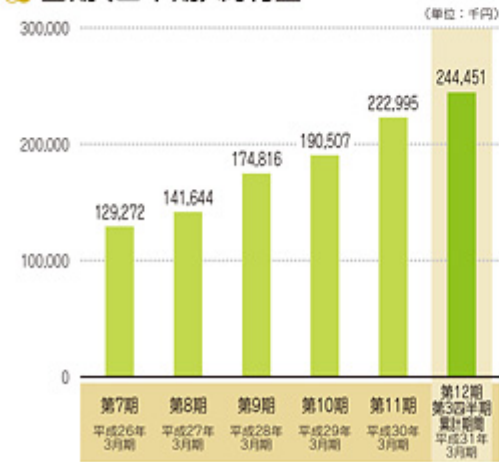


1株当たり純資産額



（注）当社は、平成28年10月1日付で普通株式1株につき200株、平成29年12月17日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記では、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

当期（四半期）純利益



1株当たり当期（四半期）純利益金額



（注）当社は、平成28年10月1日付で普通株式1株につき200株、平成29年12月17日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記では、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

[株価情報等]

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成28年12月22日から平成31年2月15日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

なお、当社普通株式は、平成28年12月22日付をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R 及び株式売買高について該当事項はありません。



(注) 1 当社は、平成29年12月17日付で当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）については、下記（注）2乃至4記載のとおり、当該分割を考慮したものとしております。

2 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。なお、平成29年12月17日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を3で除した数値を株価としております。

・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。

・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R（倍） = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{株当たり当期純利益金額}}$$

・週末の終値については、平成29年12月17日付株式分割の権利落ち前は当該終値を3で除した数値を週末の終値としております。

・平成28年12月22日から平成29年3月31日については、平成28年11月18日提出の有価証券届出書の平成28年3月期の1株当たり当期純利益金額を3で除した数値を使用。

・平成29年4月1日から平成30年3月31日については、平成29年3月期有価証券報告書の平成29年3月期の1株当たり当期純利益金額を3で除した数値を使用。

・平成30年4月1日から平成31年2月15日については、平成30年3月期有価証券報告書の平成30年3月期の1株当たり当期純利益金額を使用。

4 株式売買高については、平成29年12月17日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に3を乗じた数値を株式売買高としております。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成30年8月22日から平成31年2月15日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第11期）の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日（平成31年2月22日）現在（ただし、投資予定額の既支払額については平成30年12月31日現在）以下のとおりとなっております。

事業所名 （所在地）	設備の内容	投資予定額（千円）		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力
		総額	既支払額				
本社 （東京都渋谷区）	ソフトウェアX-point、AgileWorks、ATLED Work Platformの機能強化及び新規機能の開発	150,000	90,564	自己資金	平成30年4月	平成31年3月	（注）2
		200,000	-	増資資金	平成31年4月	平成32年3月	（注）2
		200,000	-	増資資金	平成32年4月	平成33年3月	（注）2
		200,000	-	増資資金又は自己資金	平成33年4月	平成34年3月	（注）2

（注）1．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2．既存ソフトウェア（X-point、AgileWorks、ATLED Work Platform）のサービス機能強化及び新規機能の開発を図ることを目的としておりますが、完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため、記載しておりません。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第11期）の提出日（平成30年6月22日）以後、本有価証券届出書提出日（平成31年2月22日）までの間に、次のとおり臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

平成30年6月26日提出の臨時報告書

1 提出理由

平成30年6月22日開催の当社第11期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月22日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役6名選任の件

取締役として、林宗治、稲瀬敬一、佐藤淳、丸山嘉伸、坂田純孝及び玉木欽也の6名を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
議案 取締役6名選任の件					
林 宗治	47,503	157	-	(注) 1	可決 99.67
稲瀬 敬一	47,502	158	-		可決 99.66
佐藤 淳	47,515	145	-		可決 99.69
丸山 嘉伸	47,435	225	-		可決 99.52
坂田 純孝	47,493	167	-		可決 99.64
玉木 欽也	47,495	165	-		可決 99.65

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 賛成の割合の計算方法は以下のとおりであります。

当該株主総会に出席した株主の議決権の数（当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席したすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

3 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第11期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況

1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、当該有価証券報告書提出日（平成30年6月22日提出）以後、本有価証券届出書提出日（平成31年2月22日）までの間において、次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成30年6月6日（注1、2）	2,400	6,801,600	168	279,712	168	279,712
平成30年7月1日～平成30年9月30日（注1）	41,400	6,843,000	2,898	282,610	2,898	282,610

(注1) 新株予約権の行使による増加であります。

(注2) 当社は、有価証券報告書（第11期）を平成30年6月22日に提出しておりますが、当該有価証券報告書において、発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、平成30年6月1日から当該有価証券報告書提出日（平成30年6月22日）までの間に生じた新株予約権の行使による変動は含まれていないことから、上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、平成30年6月6日に発生した内容を記載しております。

4 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第11期）（有価証券報告書の訂正報告書を含む。）及び四半期報告書（第12期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成31年2月22日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、___ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の「事業等のリスク」に記載された事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成31年2月22日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

[事業等のリスク]

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を以下に記載しております。あわせて、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の判断にとって重要であると当社が考える事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、本項の記載内容は当社株式の投資に関する全てのリスクを網羅しているものではありません。

当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の迅速な対応に努める方針がありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、本項記載の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 事業内容について

(1) ワークフロー製品市場の動向について

近年、ワークフロー製品市場は、企業の業務効率化や内部統制強化等のニーズを背景として拡大傾向にあり、今後も継続した市場拡大を想定しております。

なお、現状においても社内業務において「書類（紙）」又は「メール」を利用しているワークフロー製品未導入企業が多く存在しているほか、内部統制の強化や法規制への対応等のためにワークフロー製品と各種社内システムとの高度な機能連携を求める企業が増加する等、その潜在的需要は大きいものと考えております。また、中小企業等においても、比較的簡易に導入が可能であるクラウドサービスを中心として導入需要は拡大しているものと考えております。当社は、これらのニーズに対して製品開発・機能強化を含めたアプローチを推進しております。

しかしながら、将来においてワークフロー製品にかかる市場規模又はその需要動向が当社の想定どおり推移する保証はなく、また、経済環境悪化等により企業のIT・システム投資が低迷する可能性もあり、これらの動向により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 単一事業であることについて

当社は、ワークフロー事業の単一事業であり、パッケージソフトである「X-point」「AgileWorks」、クラウドサービスである「X-point Cloud」「ATLED Work Platform」を提供しております。

「(1) ワークフロー製品市場の動向について」に記載のとおり、今後も継続したワークフロー市場の拡大を想定しておりますが、事業環境の変化や当社製品サービスの競争力低下等が生じた場合、単一事業であるが故にその影響を大きく受ける可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合について

当社が事業を展開するワークフロー製品市場は、ワークフロー製品にかかるパッケージソフト又はクラウドサービスを提供する企業（ワークフロー機能を有するグループウェアやERP等の製品・サービスを展開する企業含む）が複数存在しており、これら企業との競合が生じております。

また、一般にパッケージソフトやクラウドサービスは常に陳腐化リスクに晒されており、当社においては企業等のニーズに応じた機能強化を継続的に実施していくことにより製品・サービスの競争力の維持向上に努めております。

しかしながら、今後競合企業の事業拡大や大手企業等を含む新規参入の拡大等により競争が激化した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 技術革新等への対応について

IT業界は、技術革新のスピードが早く、それに伴う顧客ニーズの変化、関連製品やサービスの投入が相次いで生じております。また、ワークフロー製品分野においても同様であり、先端技術を継続的に製品・サービスに反映していくには多大な経営努力とコストを要します。

当社は、これら技術革新やニーズ変化に対応すべく、積極的に技術情報の収集及び技術ノウハウの吸収並びに製品・サービス開発への展開に取り組んでおります。

しかしながら、当社の新技術等への対応が困難となる、又は開発にかかる対応が遅れた場合には、当社製品及びサービスの競争力が低下する可能性があります。また、新技術等への対応のために追加的なシステム投資や開発投資等の支出が拡大した場合には、採算悪化による収益性の低下を招き、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 製品・サービスにおける不具合・瑕疵等について

当社は、製品・サービスの開発過程において、ソフトウェアにかかる厳格な試験を実施すること等により不具合・瑕疵等の解消及び発生防止に努めておりますが、製品・サービスの投入後において重大な不具合・瑕疵等が発見された場合には、その対応のため多大なコストが発生するほか、当社製品・サービスに対する信頼性を著しく毀損する可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 営業活動におけるパートナー企業への依存について

当社の営業活動は、パートナー企業に大きく依存しております。特に販売先上位5社に対する売上高の当社売上高全体に占める割合は概ね5割程度の水準となっており、これらの主要なパートナー企業の営業戦略や販売動向により当社業績は影響を受けております。

当社は、パートナー企業に対して、営業・技術支援の強化を推進しており、各パートナー企業との契約に基づき、安定的かつ長期的な取引関係の構築に努めております。加えて、当社事業の拡大及び販売網強化を推進するため、アライアンスパートナー制度を新設し、パートナー企業の拡大を図っております。

今後において、主要パートナー企業との取引関係継続が困難となった場合や各社の事業戦略に変化が生じた場合、又はパートナー企業の新規開拓が進捗しない場合等においては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法的規制について

現時点において、当社事業そのものを規制する法的規制はないものと認識しておりますが、IT業界の変革は激しいことから、今後新たな法令等の整備が行われる可能性は否定できず、当該内容によっては、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 業績の季節変動について

当社製品・サービスは、導入企業において事業年度等に合わせて導入される傾向があること等から、当社の売上高(特にフロー売上)は、9月及び3月に増加する傾向があります。過年度における当社四半期業績について過度の偏重等は生じておりませんが、上記各月における売上増加の傾向は今後も継続するものと考えられます。

なお、期末月に売上計上を計画する案件については、パートナー企業やユーザー企業の業務その他の要因により期ずれが生じる可能性があり、当該要因により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 事業体制について

(1) 優秀な人材の確保について

当社事業の継続的な発展及び急速な技術革新への対応には、優秀な人材の確保及び育成が不可欠であり、技術者を中心とした採用及び育成に努めており、今後も積極的に強化を図っていく方針であります。

しかしながら、一般的にIT業界では技術者にとって売り手市場であると言われており、今後において人材採用が困難となる場合、又は現在在籍する人材の流出が生じた場合、当社事業の円滑な運営及び拡大に支障をきたす可能性があります。加えて、優秀な人材を確保・維持し又は育成するために費用が増加する可能性もあり、これらに起因して、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 小規模組織であることについて

当社は小規模な組織であり、業務執行体制及び内部管理体制もこれに応じたものとなっております。当社は今後の事業拡大に応じて従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制及び内部管理体制の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進捗しなかった場合には、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 知的財産権について

当社は、第三者の特許権、商標権、意匠権等（以下、「知的財産権」という。）を侵害しないよう細心の注意を払っております。しかしながら、当事業分野における知的財産権の状況を完全に把握することは困難であることから、当社の事業に関連する知的財産権について、第三者における、当社が認識しない知的財産権が既に存在した場合又は新たな特許等が成立した場合、当該第三者より知的財産権の侵害を理由とした損害賠償又は使用差止等の請求を受ける可能性があります、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) システム障害について

当社のクラウドサービスは、インターネット通信網を通じて提供しており、また、サービス提供にかかるコンピュータシステムは外部のクラウドサービスを利用しております。

当社においては、不測の事態に備えてインターネット回線やコンピュータシステム等にかかる冗長化、セキュリティ対応等の措置を行っておりますが、自然災害や事故その他によるインターネット通信網の切断や、ハードウェア・ソフトウェアの不具合、人的要因による障害、予想外の急激なアクセス増加による過負荷又は外部からの不正アクセスその他によるシステム障害等が発生した場合には、当社サービス提供の継続に支障が生じる可能性があります。また、これらの復旧や対策にかかる費用負担や当社の信頼性低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報セキュリティについて

当事業においては、多くのユーザー企業情報を保有しており、特にクラウドサービスにおいては、当社システムにおいて個人情報等を含む各種情報を取り扱っております。当社は、これら情報の漏洩や重要データの消去防止のため、セキュリティ対策の実施やデータバックアップ体制構築、社内における規程・マニュアル等の整備、アクセス権限管理の徹底等を含む情報管理体制強化を推進しております。

しかしながら、外部からの不正な手段によるサーバーへの侵入、当社役職員の過誤等による情報の漏洩や重要データ消去等が発生した場合には、当社及びサービスにかかる信頼性が著しく低下する可能性があります、また、対応のための費用や損害賠償請求の発生等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3. その他

(1) 親会社グループとの関係について

当社の親会社は株式会社ソフトクリエイトホールディングスであり、本有価証券届出書提出日現在において当社発行済株式総数の57.4%（3,930千株）を保有しております。親会社グループは、純粋持株会社である親会社、子会社5社及び関連会社4社により構成されており、ECソリューション事業、システムインテグレーション事業、物品販売事業を主な事業内容としております。

親会社グループにおける当社の位置付けについて

当社は、親会社グループにおけるシステムインテグレーション事業に属しており、ワークフロー製品の開発及び販売並びにクラウドサービスの提供等の事業を展開しております。また、当事業においては、兄弟会社である株式会社ソフトクリエイトをパートナー企業として、同社を通じた展開も行っております。

親会社グループにおけるシステムインテグレーション事業には、株式会社ソフトクリエイトが属しております。同社はセキュリティ関連のパッケージソフトを開発・販売しておりますが、当社とは異なるパッケージソフト領域での事業展開であります。現時点において、これら親会社グループとの間に競合関係は生じておらず、今後も競合等が想定される事象はないものと当社は認識しております。

しかしながら、将来において親会社の事業戦略や当社の位置付け等に著しい変更が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

取引関係について

当社と親会社グループとの取引について、親会社である株式会社ソフトクリエイティブホールディングスとの間でワークフロー製品のクラウドサービスにかかる取引が生じておりますが、当該取引は他のユーザー企業と同条件の取引であります。

兄弟会社である株式会社ソフトクリエイティブとの間で、ワークフロー製品（「X-point」及び「AgileWorks」等）にかかる販売取引が生じております。同社は、当社ワークフロー製品販売にかかるパートナー企業の1社であり、同社との取引条件は、他のパートナー企業と同等であります。なお、平成30年3月期及び平成31年3月期第3四半期累計期間における同社への売上高の当社全売上高に占める割合はそれぞれ8.8%及び8.6%であり、当該取引は今後も継続していく方針であります。

なお、取引関係は「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 関連当事者情報」のとおりであります。

人的関係について

本有価証券届出書提出日現在、取締役会長である林宗治は、親会社代表取締役社長及び株式会社ソフトクリエイティブ代表取締役社長執行役員を兼務しております。同氏は、IT業界及び当社事業領域における知見の活用及び事業に関する助言を得ること等を目的として、当社が招聘したものであります。

親会社の影響力について

当社は、自ら経営責任を負って独立した事業経営を行っておりますが、親会社は平成30年9月30日現在、当社の議決権の57.4%を保有しており、当社は同社の連結子会社となっております。また、親会社においては、連結関係を維持するために必要となる当社株式を継続的に所有する方針であります。

このような影響力を背景に、親会社は当社の株主総会における取締役の任免等を通じて当社の経営判断に影響を及ぼし得る立場にあることから、議決権の行使にあたり、親会社の利益は、当社の他の株主の利益と一致しない可能性があります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年6月22日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第11期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成31年2月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第12期第3四半期)	自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日	平成31年2月1日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月22日

株式会社 エイトレッド

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日高 真理子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中井 清二

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイトレッドの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイトレッドの平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年2月1日

株式会社エイトレッド
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日高 真理子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中井 清二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイトレッドの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第12期事業年度の第3四半期会計期間(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成30年4月1日から平成30年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エイトレッドの平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。